

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

発行所 秋 田 市 役 所

編集兼 中 島 修

発行人

印刷人 三 戸 俊 彦

秋田市旭北錦町3番50号

印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

規 則

○秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（第32号）
..... 1

告 示

- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第208号） … 2
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第209号） 2
- 放置自転車等の撤去および保管について（第210号） 2
- 平成22年度および過年度分国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第211号） 3
- 納税通知書の公示送達について（第212号） 3
- 生活保護法による介護機関の指定、変更および廃止について（第213号） 3
- 生活保護法による医療機関の指定、休止および廃止について（第214号） 3
- 秋田市域に発令した避難勧告の解除について（第215号） … 3
- 秋田市域に発令した避難勧告の解除について（第216号） … 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第217号） 4
- 放置自転車等の撤去および保管について（第218号） 4
- 市税充当済通知書の公示送達について（第219号） 4
- 平成22年度介護保険料納入通知書および介護保険料督促状の公示送達について（第220号） 4
- 差押書の公示送達について（第221号） 4
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更について（第222号） 5
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第223号） 5
- 秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務の委託について（第224号） 5

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第12号） 5

選 管 告 示

○平成22年9月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第33号） 5

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第10号） 5

上下水道局告示

- 指定排水設備工事業者の指定について（第53号） 5
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第54号） 6
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第55号） 6
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第56号） 6
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第57号） 6
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第58号） 6
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第59号） 6

公 告

- 放置自転車等の撤去および保管について 6
- 開発行為に関する工事の完了について 7
- 入札参加希望者の公募について 7
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について 8
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について 8
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について 9
- 入札参加希望者の公募について 9
- 農用地利用集積計画の策定について 10
- 中通一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行地区および設計の概要を表示する図書の縦覧について 10
- 開発行為に関する工事の完了について 10

上下水道局公告

- 入札参加資格の申請の受付について 10
- 入札参加希望者の公募について 12
- 入札参加資格の申請の受付について 13
- 受益者負担金賦課対象区域について 14
- 一般競争入札の執行について 14
- 入札参加資格の申請の受付について 15
- 入札参加資格の申請の受付について 16

規 則

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年8月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第32号

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）の一

部を次のように改正する。

第22条中「次の各号に」を「次に」に、「(法第76条の3第2項)」を「(同項)」に、「第2号および第6号」を「第3号」に改め、同条第6号を削り、同条第5号中「しよう」を「締結しよう」に、「の建築基準」を「に関する基準」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「附近見取図」を「付近見取図」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を削り、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 法第69条に規定する土地の所有者等(法第77条の規定により土地の所有者等とみなされた者を含む。以下「土地の所有者等」という。)の全員の住所および氏名ならびに建築協定に関する全員の合意があったことを示す書類

第22条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 建築協定を締結しようとする理由書

第23条中「申請書」を「変更認可申請書」に改め、「(法第76条の3第6項において準用する場合の申請にあっては、第2号および第5号に掲げる書類を除く。)」を削り、同条中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 建築協定を変更しようとする理由書

第23条第5号中「の全員」を「(建築協定の効力が及ばない者を除く。次条において同じ。)の全員の住所および氏名ならびに建築協定の変更に関する全員」に改め、「および当該書類に押印されている印鑑の印鑑証明書」を削る。

第24条中「申請書」を「廃止認可申請書」に改め、「(法第76条の3第6項において準用する場合の申請にあっては、第1号および第3号に掲げる書類を除く。)」を削り、同条中第2号を削り、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 建築協定を廃止しようとする理由書

第24条第3号中「所有者等の」次に「全員の住所および氏名ならびに建築協定の廃止に関する」を加え、「および当該書類に押印されている印鑑の印鑑証明書」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第208号

平成22年7月27日に秋田市文化振興条例(昭和58年秋田市条例第4号)第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則(昭和58年秋田市規則第11号)第8条第2項の規定により告示する。

平成22年8月2日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化選奨

佐 藤 正

写真の研鑽に努め、優れた写真集「ふるさとの祭り 童っ子」を出版し、民俗芸能の貴重な記録を残すなど本市文化の振興に貢献した。

船 木 昭 子

洋画の研鑽に努め、優れた作品「風のスクリーン」を発表し、抽象画の持つ魅力を広く伝えるなど本市文化の振興に貢献した。

田 中 郷 子

音楽の研鑽に努め、優れた作品「第2回 伝統を継ぐ 田中郷

子邦楽演奏会〜宮城道雄の音楽より〜」を発表し、邦楽の持つ魅力を広く伝えるなど本市文化の振興に貢献した。

秋田市告示第209号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年8月3日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年月日 |
|------------------|-----------------------------|----------------|
| 佐野薬局 保戸野千代田町店 | 秋田市保戸野千代田町14番 7号エンプレス泉1F | 平成22年 6月6日 |
| 並木クリニック | 秋田市寺内堂ノ沢一丁目7 番28号 | 平成22年 5月12日 |

2 廃止

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年月日 |
|------------------|--------------------------------|----------------|
| 佐野薬局 保戸野千代田町店 | 秋田市保戸野千代田町15番 31号プレジール宇佐見1階 | 平成22年 6月5日 |
| 並木クリニック | 秋田市寺内堂ノ沢一丁目7 番28号 | 平成22年 5月11日 |

秋田市告示第210号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号)第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成22年8月6日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 13台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成22年7月3日から平成22年7月13日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成22年8月20日から平成23年2月20日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の

利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第211号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年8月12日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成22年度および過年度分国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第212号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は、財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年8月13日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

秋田市將軍野東二丁目10番5号 畠山 忠 光

2 送達すべき書類の名称

平成22年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年8月13日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 指定年月日. Rows include 佐野薬局, 指定訪問介護事業所, etc.

2 変更

Table with 4 columns: 名称, 変更事項(所在地), 変更年月日. Rows include アースサポート秋田.

3 廃止

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 廃止年月日. Rows include 佐野薬局, 介護老人保健施設勝平苑.

秋田市告示第214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、休止および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年8月13日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 指定年月日. Rows include 加賀谷こども医院, せき歯科クリニック.

2 休止

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 休止年月日. Row includes 池田内科医院.

3 廃止

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 廃止年月日. Row includes 加賀谷こども医院.

秋田市告示第215号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、平成22年8月14日午後3時25分に秋田市域に発令した避難勧告を、同日午後9時をもって解除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年8月14日

秋田市長 穂 積 志

1 解除した住所および世帯数

秋田市下新城笠岡字堰根地区
秋田市下新城岩城字下向地区

岩城字上向地区
 岩城字右馬之丞地区
 岩城字槻ノ木地区 合計169世帯

秋田市告示第216号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、平成22年8月14日午後8時30分に秋田市域に発令した避難勧告を、同月15日午前8時をもって解除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年8月15日

秋田市長 穂 積 志

1 解除した住所および世帯数

秋田市雄和碓田地区 47世帯

秋田市告示第217号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成22年8月17日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

台町内会

2 認可年月日

平成9年2月12日

3 変更があった事項およびその内容

主たる事務所の所在地

変更前 秋田市河辺岩見字鍛冶屋敷91番地1

変更後 秋田市河辺岩見字曲田39番地1

4 変更年月日

平成22年8月7日

5 変更の理由

町内会館を新築したことによる。

秋田市告示第218号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成22年8月19日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 12台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 9台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成22年7月16日から平成22年7月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成22年9月2日から平成23年3月2日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第219号

次の市税充当済通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税充当済通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年8月20日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

秋田県仙北郡美郷町飯詰字南西法寺115番地1

鈴木 俊 弘

2 送達する書類

市税充当済通知書 1通

秋田市告示第220号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年8月23日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成22年度介護保険料納入通知書

平成22年度介護保険料督促状

秋田市告示第221号

次の差押書は、事務所が閉鎖され代表者の居所も不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年8月25日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目4-8

東和レジスター販売 株式会社 秋田店

- 2 送達する書類名
差押書 1通

秋田市告示第222号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり変更したので、同法第69条の規定により告示する。

平成22年8月26日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

| 指定 番号 | 医療機関 の名称 | 開設者の名称および氏名 | | 変 更 年月日 |
|----------|--------------|--------------|--------------|----------------|
| | | 変更前 | 変更後 | |
| 第1号 | 株式会社 小泉薬局 | 株式会社小 泉薬局 | 株式会社小 泉薬局 | 平成22年 6月29日 |
| 第48号 | 生々堂薬局 | 代表取締役 | 代表取締役 | |
| 第49号 | 小泉薬局 河辺店 | 沢田石憲悦 | 一條 宏 | |

秋田市告示第223号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成22年8月26日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年月日 |
|-------|--------------|-------------------------|---------------|
| 第150号 | 佐野薬局 下新城店 | 秋田市下新城長岡字毛 無谷地264番地3 | 平成22年 9月1日 |

秋田市告示第224号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務を次のものへ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年8月31日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

秋田市中通七丁目1番2号

秋田ステーションビル株式会社

代表取締役社長 成 田 俊 二

教 委 告 示**秋田市教委告示第12号**

平成22年8月26日午後3時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成22年8月23日

秋田市教育委員会

委員長 藤 井 正 人

選 管 告 示**秋市選管告示第33号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成22年9月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成22年8月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

- 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 期間 平成22年9月3日から平成22年9月7日まで

農 委 告 示**秋田市農委告示第10号**

平成22年8月17日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成22年8月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案 件

- 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（6件）
- 農用地利用集積計画（平成22年度第5号）に関する件
- 秋田市優秀農家表彰事業実施要領の全部を改正する件
- 地域農業活性化推進事業実施要綱の一部を改正する件
- 農作業標準受委託料検討協議会設置要綱の一部を改正する件
- 農政専門委員の選任に関する件

上下水道局告示**秋田市上下水道局告示第53号**

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成22年8月2日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 指定排水設備工事業者の指定

| 指定工事業者 | 代表者 | 所 在 地 |
|--------------------|------|-------------------------|
| 株 式 会 社 昭 和 興 業 | 中村 稔 | 由利本荘市石脇字山ノ神11 番地1017 |

- 指定年月日

平成22年7月29日

秋田市上下水道局告示第54号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成22年 8月 3日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の廃止

| 指定工事業者 | 代表者 | 所在地 |
|--------------|------|--------------|
| 有限会社 大塚産業 | 大塚 昇 | 能代市大瀬儘下43番7号 |

2 廃止年月日

平成22年 3月 8日

秋田市上下水道局告示第55号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成22年 8月 4日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の廃止

| 指定工事業者 | 代表者 | 所在地 |
|---------|------|----------------|
| ハリマ設備企画 | 播磨 等 | 秋田市濁川字後田65番26号 |

2 廃止年月日

平成16年10月29日

秋田市上下水道局告示第56号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成22年 8月19日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の廃止

| 指定工事業者 | 代表者 | 所在地 |
|---------------|-------|-------------------|
| 有限会社 ミウラ商会 | 三浦 廣巳 | 大仙市刈和野字愛宕下174番地の4 |

2 廃止年月日

平成22年 4月24日

秋田市上下水道局告示第57号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成22年 8月19日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の廃止

| 指定工事業者 | 代表者 | 所在地 |
|--------------|-------|--------------|
| 有限会社 オ－ワダ | 大和田 進 | 男鹿市船越字杉山16番地 |

2 廃止年月日

平成21年 6月 8日

秋田市上下水道局告示第58号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成22年 8月19日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の廃止

| 指定工事業者 | 代表者 | 所在地 |
|--------|-------|--------------|
| 小川工業 | 小川 正文 | にかほ市院内字城前7番地 |

2 廃止年月日

平成21年10月11日

秋田市上下水道局告示第59号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成22年 8月27日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の廃止

| 指定工事業者 | 代表者 | 所在地 |
|--------------------|-------|------------------|
| N A K A Y A 土 木 | 仲谷 民雄 | 男鹿市船越字八郎谷地32番地13 |

2 廃止年月日

平成22年 6月17日

公 告

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場のうち、別紙（省略）に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成22年 8月 3日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数（192台）
 - 追分駅前自転車等駐車場 35台
 - 上飯島駅自転車等駐車場 4台
 - 土崎駅前自転車等駐車場 28台
 - 土崎図書館前自転車等駐車場 14台
 - 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 19台

秋田駅西地下自転車駐車場 17台
 アトリオン広場地下自転車駐車場 5台
 秋田駅東自転車等駐車場 17台
 新屋駅前自転車等駐車場 22台
 下浜駅前自転車等駐車場 1台
 牛島駅東自転車等駐車場 22台
 牛島駅西自転車等駐車場 7台
 大張野駅自転車等駐車場 1台

- (2) 撤去し、保管した年月日
 平成22年7月15日から同月16日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
 ア 時間 午前10時から午後7時まで
 イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
 平成22年8月17日から平成23年2月17日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
 自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 自転車等の処分
 この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。
- 4 問い合わせ先
 秋田市山王一丁目1番1号
 秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、平成21年6月5日付け秋田市指令第3514号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年8月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
 秋田市新屋豊町3番48号
 株式会社秋田フードセンター
 代表取締役 齋 藤 一 郎
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 秋田市土崎港北三丁目79番1、80番1、80番2、80番3、80番4、83番、85番、86番、88番2、88番3、88番4、89番1、89番2、90番1、90番2、91番、92番、93番、94番、95番、97番1、98番1、79番1地先旧水路および88番3地先道水路

秋田市公告

秋田市立の文化施設事業周知リーフレット「みるかネット・イベント通信」第6号への広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成22年8月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に関する事項
- (1) 入 札 名 「みるかネット・イベント通信」第6号広告掲載者選定に係る入札
- (2) 広告媒体 文化施設事業周知リーフレット「みるかネット・

イベント通信」第6号

- (3) 予定価格(税抜き) ※最低落札価格 28,572円
- (4) 入札参加要件
 ア 秋田市内に本社、支店もしくは営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
 イ 租税に滞納がないこと。
 ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。
 エ 秋田市広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)第5条の規定による制限を受ける者でないこと。
- 2 掲載する広告に関する事項
- (1) 規格等 掲載寸法は、日本工業規格A列4番の6分の1とし、掲載紙面は「みるかネット・イベント通信」第6号(A4版、三つ折り、紙質:マットコート90kg)のカラー面中央三つ折下部とする。
 (2) 色 フルカラー
 (3) 発行部数 18,000部
 (4) 配付対象 文化施設来館者、市内小中学校、図書館、公民館等
 (5) 広告掲載期間 平成22年10月から平成23年3月まで
 (6) 広告の内容等
 ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。
 イ 広告枠内に「広告」と表示すること。
- 3 入札に関する事項
- (1) 日 時 平成22年8月30日(月) 午前11時
 (2) 場 所 秋田市山王二丁目1番53号 山王ビル4階
 秋田市教育委員会「教育委員会室」
 (3) 落札者の決定
 落札者は、予定価格(最低落札価格)以上の金額で、最高の金額をもって、入札した者とする。
 (4) 契 約 日 平成22年9月3日(金)(予定)
 (5) 契約金額(広告料)の支払
 広告料は、平成22年9月10日(金)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。
 (6) 注意事項
 ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札参加希望者は、平成22年8月23日(月)午後5時までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 ア 入札参加申込書(様式1)
 イ 営業経歴書(様式2)
 ウ 掲載を希望する原寸大の広告原稿
 エ 納税証明書 ※(写し可)
 (ア) 消費税(税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。)

- (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）
- (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
- ※ 消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの
納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本（個人営業の者は住民票）※写し可

- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付
申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 8月16日(月)から平成22年 8月23日(月)までの平日午前 9時から午後 5時まで（土・日は受け付けられないので、注意すること。）

イ 受付場所 秋田市教育委員会文化振興室

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会文化振興室又は秋田市ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年 8月24日(火)に行う。

6 入札保証金および契約保証金 免除

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会文化振興室振興担当
電話 018-866-2246

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成22年 8月24日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所
大和リース株式会社 代表取締役社長 森 田 俊 作
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1 番36号
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
名 称 フレスポ御所野
所在地 秋田県秋田市御所野元町一丁目 1 番 1 号
- (3) 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

変更前

小売業者名 株式会社高崎戸田書店

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後10時

変更後

小売業者名 株式会社ゲオ

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午前 1 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前 8 時30分から午後11時30分まで

変更後 午前 8 時30分から午前 1 時30分まで

- (4) 変更年月日 平成22年 8 月 7 日
- (5) 変更理由 小売業者入替えのため

2 届出年月日 平成22年 8 月 6 日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課

(2) 縦覧期間 平成22年 8 月24日から平成22年12月24日まで

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べるすることができる。

平成22年 8月24日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所
大和リース株式会社 代表取締役社長 森 田 俊 作
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1 番36号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地
名 称 フレスポ御所野
所在地 秋田県秋田市御所野元町一丁目 1 番 1 号

(3) 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
廃棄物等の保管施設の位置
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

- (4) 変更年月日 平成23年 4 月 7 日
- (5) 変更理由 施設配置見直しのため

2 届出年月日 平成22年 8 月 6 日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課

(2) 縦覧期間 平成22年 8 月24日から平成22年12月24日まで

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成22年8月24日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
大和リース株式会社 代表取締役社長 森 田 俊 作
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
名 称 フレスポ御所野
所在地 秋田県秋田市御所野元町一丁目1番1号
- (3) 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前
別紙1（省略）のとおり
イ 変更後
別紙2（省略）のとおり
- (4) 変更年月日
平成22年8月7日
- (5) 変更理由
小売業者の入替えのため

2 届出年月日 平成22年8月6日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
- (2) 縦覧期間 平成22年8月24日から平成22年12月24日まで

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、次により入札参加希望者を公募する。

平成22年8月24日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務は次のとおりである。

| | |
|-------|----------------------------|
| 業 務 名 | 小中学校の印刷機使用貸借および消耗品供給に関する契約 |
| 内 容 | 小中学校が使用する印刷機の使用貸借と消耗品の供給 |

| | |
|-------------|--|
| 期 間 | 平成22年10月1日から平成23年3月31日まで |
| 入 札 参加要件 | ① 秋田市内に本店、支店および営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。 ② 租税に滞納がないこと。 ③ 印刷機の使用貸借および消耗品供給が可能な者であること。 ④ 印刷機の保守サービスが可能な者であること。 |

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 秋田市指名停止措置要綱（物品の納入および製造）第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成22年9月10日(金) 午前9時
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成22年9月13日(月)
- (5) 注 意 事 項
ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年9月6日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
イ 営業経歴書（様式2）
ウ 印刷写機の保守サービス体制調書（様式3）
エ 納税証明書
・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）
・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は個人市民税）
・秋田市に納めた固定資産税
※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
オ 住民票（法人にあっては履歴事項全部証明書）
※有効期限3か月以内
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間
平成22年8月24日(火)から平成22年9月6日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所
秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階

秋田市教育委員会総務課企画経理担当

ウ 申込用紙

秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年9月8日(水)午後に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年8月24日(火)から平成22年9月6日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧場所

秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階
秋田市教育委員会総務課企画経理担当

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会総務課企画経理担当
電話 018-866-2242

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成22年度第5号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成22年8月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成22年8月26日から同年9月14日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、秋田県知事から送付を受けた、中通一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書を、同条第4項の規定により公衆の縦覧に供するので、同法施行令（昭和44年政令第232号）第2条の2の規定により、次のとおり公告する。

平成22年8月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧期間 平成22年8月27日から都市再開発法第45条第6項又は同法第100条の公告の日まで
- 2 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市勢活性化推進本部
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日までの期間を除く。)

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により、平成3年9月25日付け秋田市指令第2394号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年8月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市東通仲町3番28号
菅原勝子
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市下北手梨平字登館30番1、30番2、30番3、30番4、30番5、31番1、31番2、31番3、31番4、31番5、32番1、32番2、33番2の内、33番3、33番4、33番5、33番6、33番7、33番8、33番9、33番10、34番2の内、34番5、34番6、35番、36番2の内、36番5、37番2の内、37番6、38番4の内、38番5の内、38番11、38番12、39番2の内、39番5、41番1、41番4、41番5、42番、43番、44番、66番2、67番2および69番2

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり手形山配水施設整備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成22年8月3日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 入札に付する事項
 - (1) 本工事は共同企業体による工事である。
 - (2) 工事番号 水道 第35号
 - (3) 工事名 手形山配水施設整備工事
 - (4) 工事場所 手形大松沢 地内
 - (5) 工事概要 場内配管工事 1式
配水池補修工事 V=6,800m³×4池
流量計室築造工事 1式
緊急遮断弁室築造工事 1式
電気設備工事 1式
場内整備工事 1式
 - (6) 工事期限 平成25年3月22日(金)
 - (7) 予定価格 975,811,000円（消費税別）
 - (8) 開札予定期日 平成22年9月8日(水)
 - (9) 契約予定期日 平成22年9月14日(火)
 - (10) 注意事項 ア この入札は電子入札により執行する。
イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするの

で、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

カ 7月6日(火)に公告した「水道第34号外旭川・手形山幹線送配水管整備工事」を落札した共同企業体は、同じ構成員で結成した共同企業体に限り、本工事（水道第35号）の入札に参加することができない。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市の水道施設工事および一般土木工事に登録されていること。

イ 特定建設業の許可（水道施設工事業および土木工事業）を有すること。

ウ 容量5,000㎡以上の配水池築造工事の元請実績があること。

エ 上水道の用に供する口径500mm以上のダクタイル鋳鉄管布設工の元請実績があること。

オ 秋田市内に営業所（建設業法第3条第1項に規定するもの）を有すること。

カ 水道施設工事業および土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

カ 水道施設工事業および土木工事業に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

キ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

ア 公告日時において、秋田市の水道施設工事A級および一般土木工事A級又はB級に等級格付されていること。

イ 水道施設工事業および土木工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上あること。

ウ 水道施設工事および土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。

エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

(1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成22年8月23日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し

ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式3）。）

エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式4）。）

オ 誓約書（様式5）

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年8月3日(火)から平成22年8月23日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市財政部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年8月31日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。

(4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成22年8月31日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成22年9月9日(木)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

(1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。

(2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部

秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）

電話 018-863-2581

FAX 018-863-6556

(3) 販売期間 平成22年8月3日(火)から平成22年9月1日(木)までの販売店の営業時間内

(4) 設計図書の販売価格 1式 10,270円（税込み）（CD-ROM有 1枚 1,000円）

(5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成22年9月1日(木)までにFAXで販売店へ申し込むこと。

(6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。

(7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。

(8) 閲覧期間 平成22年8月3日(火)から平成22年9月7日(火)午

- 後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)を持参すること。
- 6 その他
- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。

- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年 8月 6日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

| 修繕番号・修繕名 | 修繕場所 | 履行期限 | 入 札 参 加 要 件 |
|-----------------------|--------------------|-------------|--|
| 第24号 松潤浄水場薬品注入設備修繕 | 秋田市河辺松潤 字大土手下地内 | 平成23年 1月28日 | 次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 秋田県内の浄水場において、薬品注入設備の施工又は修繕の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載) |

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年8月17日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
- イ 施工実績調書(別記様式2(省略))および契約書等の写し
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式2(省略))(資格者証の写しを添付)
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成22年8月6日(金)から平成22年8月17日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成22年8月24日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成22年8月26日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年8月20日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年8月6日(金)から平成22年8月23日(月)

までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり農業集落排水資源循環統合補助事業（機能強化）岩見三内地区第05201号工事（処理施設改築工事）に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成22年8月17日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
 (2) 工事番号 下農改 第2号
 (3) 工 事 名 農業集落排水資源循環統合補助事業（機能強化）岩見三内地区第05201号工事（処理施設改築工事）
 (4) 工事場所 秋田市河辺三内字川原地内
 (5) 工事概要 処理施設改築工事（1,060人）
 土木工事 1式
 建築工事 1式
 機械設備工事 1式
 電気設備工事 1式
 (6) 工事期限 平成23年3月18日(金)
 (7) 予定価格 246,570,000円（消費税別）
 (8) 開札予定期日 平成22年9月15日(水)
 (9) 契約予定期日 平成22年9月21日(火)
 (10) 注意事項 ア この入札は、電子入札により執行する。
 イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。調査基準価格は予定価格（入札書比較価格）に10分の8.5（千円未満切捨て）を乗じて得た額とし、失格判断基準は適用しない。
 エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は、

無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

- ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。
 イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

- ア 公告日時において、秋田市の機械器具設置工事および一般土木工事に登録されていること。
 イ 特定建設業の許可（機械器具設置工事業および土木工事業）を有すること。
 ウ 集落排水処理施設（処理場）もしくは公共下水道施設（終末処理場・中継ポンプ場）の単独発注された機械設備工事又は機械電気設備工事で5千万円以上の元請実績があること。
 エ 機械器具設置工事業および土木工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。
 オ 機械器具設置工事および土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。
 カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

- ア 公告日時において、秋田市の一般土木工事A級に等級格付されていること。
 イ 土木工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上あること。
 ウ 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。
 エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成22年8月30日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）
 イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し
 ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式3）。）
 エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式4）。）
 オ 誓約書（様式5）
 (2) 申請書等の提出
 申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 (3) 申請書等の受付
 申請書等は、次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間 平成22年8月17日(火)から平成22年8月30日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市財政部契約課工事契約担当
ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年 9月 7日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあった e-mail アドレスに対して通知する。
- (4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成22年 9月 7日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成22年 9月16日(木)午後 5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目 2番35号 (市役所山王別館 1階)
電話 018-863-2581
FAX 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成22年 8月17日(火)から平成22年 9月 8日(木)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 8,910円(税込み)(CD-ROM有 1枚 1,000円)
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成22年 9月 8日(木)までに F A X で販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。

- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である(無料)。
- (8) 閲覧期間 平成22年 8月17日(火)から平成22年 9月14日(火)午後 3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和51年秋田市条例第19号)第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成22年 8月20日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
賦課対象区域

手形字扇田、手形字十七流の各一部(別添図面(省略))に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にある土地)

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成22年 8月20日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

| 委託番号 | 委 託 名 | 履 行 場 所 | 履 行 期 限 | 入 札 参 加 要 件 |
|-------|-------------|----------------|-------------|-------------|
| 第117号 | 漏水調査業務委託その3 | 下北手地区(駅東東ブロック) | 平成22年10月29日 | 3に記載 |

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年 9月 7日(火) 午後 2時
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
 秋田市上下水道局 別館2階 会議室(庁舎裏)
 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
 契約予定日 平成22年 9月 9日(木)
 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)

を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 東北地方に本社、支店、営業所等を有する者であること。
- (2) 過去に地方自治体に対し、漏水調査の業務実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。

- (4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年8月31日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。
- ア 秋田市登録業者（財政部契約課）
- （ア） 入札参加申込書（様式1（省略））
- （イ） 実績調書（様式2（省略））および契約書等の写し
- イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではない者
- （ア） 入札参加申込書（様式1（省略））
- （イ） 実績調書（様式2（省略））および契約書等の写し
- （ウ） 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として、3か月以内に発行されたものに限る。）
- （エ） 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成22年8月20日(金)から平成22年8月31日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
- <http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成22年8月20日(金)から平成22年9月6日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 入札参加資格証の交付に関する事項
入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成22年9月3日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。
- 7 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり仁井田浄水場薬品注入設備更新工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成22年8月24日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工事番号 水道 第57号
- (3) 工 事 名 仁井田浄水場薬品注入設備更新工事
- (4) 工事場所 秋田市仁井田字新中島221番地の2
- (5) 工事概要 仁井田浄水場薬品（次亜）注入設備更新 1式
次亜貯留槽改修
高置タンク、次亜移送ポンプおよび一・二群
次亜注入機の更新
次亜注入制御盤の更新
変換器、サーバおよびコントローラ等の機能
増設
- (6) 工事期限 平成23年3月10日(木)
- (7) 予定価格 164,936,000円（消費税別）
- (8) 開札予定期日 平成22年9月29日(水)
- (9) 契約予定期日 平成22年10月5日(火)
- (10) 注意事項 ア この入札は電子入札により執行する。

イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。調査基準価格は予定価格（入札書比較価格）に10分の8.5（千円未満切捨て）を乗じて得た額とし、失格判断基準は適用しない。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市の機械器具設置工事又は水道施設工事に登録されていること。

イ 特定建設業の許可（機械器具設置工事業又は水道施設工事業）を有すること。

ウ 処理能力30,000m³/日以上浄水場又は下水処理場に

において、次亜塩素酸ナトリウム注入設備工事の元請実績があること。

エ 機械器具設置工事業又は水道施設工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。

オ 機械器具設置工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。

カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

ア 公告日時において、秋田市の機械器具設置工事A級に等級格付されていること。

イ 機械器具設置工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上あること。

ウ 機械器具設置工事に係る資格（実務経験者を含む）を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。

エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

(1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成22年9月6日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し

ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式3）。）

エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式4）。）

オ 誓約書（様式5）

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年8月24日(火)から平成22年9月6日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市財政部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 上下水道局事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年9月14日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。

(4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成22年9月14日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成22年9月30日(木)午後5時までに返

却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

(1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。

(2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）
電話 018-863-2581
FAX 018-863-6556

(3) 販売期間 平成22年8月24日(火)から平成22年9月22日(木)までの販売店の営業時間内

(4) 設計図書の販売価格 1式 1,870円（税込み）（CD-ROM無）

(5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成22年9月22日(木)までにFAXで販売店へ申し込むこと。

(6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。

(7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。

(8) 閲覧期間 平成22年8月24日(火)から平成22年9月28日(火)午後3時までの販売店の営業時間内

(9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。

6 その他

(1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。

(4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

次のとおり八橋終末処理場3系機械設備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成22年8月31日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 本工事は共同企業体による工事である。

(2) 工事番号 下終末 第3号

(3) 工 事 名 八橋終末処理場3系機械設備工事

(4) 工事場所 秋田市八橋本町六丁目12番15号

(5) 工事概要
フラッシュゲート 6門
水中汚水ポンプ 3台
吐出弁 3台
逆止弁 3台
水中汚水汚物ポンプ 1台
機器搬入用吊上装置 1台
細目スクリーン 1台

| | |
|--|---|
| <p>スクリーンかすコンテナ 2台 一軸ねじ式ポンプ 1台</p> <p>(6) 工事期限 平成23年3月22日(火)</p> <p>(7) 予定価格 238,731,000円(消費税別)</p> <p>(8) 開札予定期日 平成22年9月29日(水)</p> <p>(9) 契約予定期日 平成22年10月5日(火)</p> <p>(10) 注意事項</p> <p>ア この入札は、電子入札により執行する。</p> <p>イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。</p> <p>ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。調査基準価格は予定価格(入札書比較価格)に10分の8.5(千円未満切捨て)を乗じて得た額とし、失格判断基準は適用しない。</p> <p>エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>(1) 共同企業体に関する事項</p> <p>ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。</p> <p>イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員に関する事項</p> <p>代表者要件</p> <p>ア 公告日時において、秋田市の機械器具設置工事A級に等級格付されていること。</p> <p>イ 特定建設業の許可(機械器具設置工事業)を有すること。</p> <p>ウ 下水道施設(終末処理場・ポンプ場)の機械設備工事で、5,000万円以上の元請実績があること。</p> <p>エ 機械器具設置工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。</p> <p>オ 機械器具設置工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。</p> <p>カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。</p> <p>代表者以外の構成員要件</p> <p>ア 公告日時において、秋田市の機械器具設置工事A級に等級格付されていること。</p> <p>イ 機械器具設置工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上あること。</p> <p>ウ 機械器具設置工事に係る資格(実務経験者を含む。)を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に</p> | <p>に専任で配置できること。</p> <p>エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。</p> <p>3 入札参加資格審査の申請に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成22年9月6日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。</p> <p>ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式1)</p> <p>イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2)の写し</p> <p>ウ 施工実績調書(共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと(様式3。))</p> <p>エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと(様式4。))</p> <p>オ 誓約書(様式5)</p> <p>(2) 申請書等の提出</p> <p>申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。</p> <p>(3) 申請書等の受付</p> <p>申請書等は、次のとおり受け付ける。</p> <p>ア 受付期間 平成22年8月31日(火)から平成22年9月6日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 受付場所 秋田市財政部契約課工事契約担当</p> <p>ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。</p> <p>4 指名に関する事項</p> <p>(1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。</p> <p>(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。</p> <p>(3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年9月14日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。</p> <p>(4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成22年9月14日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成22年9月30日(木)午後5時までに返却すること。</p> <p>5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項</p> <p>(1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。</p> <p>(2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部 秋田市山王一丁目2番35号(市役所山王別館1階) 電話 018-863-2581 FAX 018-863-6556</p> <p>(3) 販売期間 平成22年8月31日(火)から平成22年9月22日(水)までの販売店の営業時間内</p> <p>(4) 設計図書の販売価格 1式 10,080円(税込み)(設計図書 1,080円 図面 9,000円)(CD-ROM 有 1枚 1,000円)</p> <p>(5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購</p> |
|--|---|

入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成22年9月22日(水)までにFAXで販売店へ申し込むこと。

- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取ること。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である(無料)。
- (8) 閲覧期間 平成22年8月31日(火)から平成22年9月28日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165